

環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募についての公示

平成31年 3月15日

国土交通省住宅局長 石田 優

次のとおり、環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

環境・ストック活用推進事業（うち、調査、普及・広報に関する事業）

(2) 事業の目的

本事業は、上記（1）に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅・建築物の省エネ・省CO2、木造化、気候風土に応じた木造住宅の建築技術・工夫等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に関する調査、普及・広報を推進することを目的とする。

※本公募は、平成31年度予算によるものであり、平成31年度予算成立が事業実施の前提となります。

(3) 事業内容

住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する「調査、普及・広報」を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成31年4月上旬 ～ 平成32年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～5)までの全てを満たすこと。

- 1) 提案事業を的確に遂行するために、提案内容に応じて、以下に掲げる選定基準の①及び②、又は①及び③に合致すること。
 - ① 住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
 - ② 住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
 - ③ 全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。
- 2) 公正及び中立な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 3) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 4) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

2. 公募対象事業

(1) 以下のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

- イ 住宅・建築物の省エネ性能の実態や設計者の省エネ計算への習熟状況等を踏まえた省エネ性能の評価方法等の検討
- ロ 地域特性に応じた未利用エネルギー等を活用した省エネ設計及び省エネ性能の評価方法等の検討
- ハ 住宅の建設・運用・解体・廃棄までのライフサイクルを通じたCO₂排出量の評価手法等の検討
- ニ 住宅・建築物の省エネ性能向上に伴う間接的な便益（居住者等の健康維持増進、執務者等の知的生産性向上等）に係る評価方法等の検討
- ホ 建築物におけるエネルギー消費量の実態等に係る調査・データベースの整備
- ヘ 住宅・建築物の省エネ性能向上に係る投資の費用対効果等の調査・分析
- ト 住宅・建築物の省エネ性能向上に関する消費者の認識等の調査・分析
- チ 住宅・建築物の省エネ性能表示制度の普及状況等の調査・分析
- リ ゼロエネ化等を目指す取組等、住宅・建築物の省エネ・省CO₂に係る説明会等の実施等

(2) 補助金の額
定額とする。

3. 手続等

(1) 担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 永沼
電話：03-5253-8111（内線39-466）
電子メール：naganuma-j2rq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：平成31年3月15日から平成31年3月26日まで
- ② 場所：上記担当
- ③ 方法：上記担当にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：平成31年3月26日18時00分まで
- ② 場所：上記担当
- ③ 方法：上記担当へ、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。
- ④ その他

- ・持参、郵送の場合は、1部提出すること
- ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
- ・電子メールの場合は、着信を確認すること。
- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎 2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」（これ以外での提出は無効）
- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。